宮城県
Miyagi Prefectural Government

記　者　発　表　資　料
令　和　８　年　１　１　月　１　７　日
事業管理課　建設業振興・指導班
担当：日下・飯澤
電話：022-211-3116
d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp

監督処分について

建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり監督処分を行いましたのでお知らせします。

記

１　処分を受けた者に関する事項
(1) 商号又は名称　株式会社ナスキー
(2) 代表者氏名　佐々木　淳
(3) 所在地　仙台市若林区六丁の目中町１８番１５号
斎喜六丁の目ビル２１２

２　処分に関する事項
(1) 処分年月日　令和８年１１月１７日
(2) 処分を行った者　宮城県知事
(3) 根拠法令　法第２８条第３項（同条第２項第２号該当）

３　処分の内容
法第２８条第３項の規定による営業停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
(2) 営業停止期間
令和８年１２月１日から令和８年１２月３日までの３日間

４　処分の原因となった事実
株式会社ナスキーは、令和８年１月に、石巻市内の１件の民間の管工事において、法第３条第１項の規定に違反して建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第１条の２第１項に規定する金額以上の工事請負契約を締結した。
このことは、法第２８条第２項第２号に該当する。

※　参考

【建設業法抜粋】

（指示及び営業の停止）

第２８条

１　（略）

２　都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第３条第２項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一　（略）

二　請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第１項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。